

保護者会会則



滋賀南郷ボーイズ

(名称)

第1条 本会は、「滋賀南郷ボーイズ保護者会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、滋賀南郷ボーイズ会則に基づき、球団活動を支援し、選手の健全育成と野球を通じて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、前条の趣旨に賛同した選手の保護者によって構成する。

(役員)

第4条 本会は、次の役員を置く。

- | | | | |
|------------------------------------|----|-----------------|-----|
| ・ 保護者会会長 | 1名 | ・ 学年代表 (1年、2年) | 各1名 |
| ・ 会計 | 1名 | ・ 会計監査 | 若干名 |
| ・ 審判部長 | 1名 | ・ 審判副部長 (1年、2年) | 各1名 |
| ・ 婦人部長 | 1名 | ・ 婦人副部長 (1年、2年) | 各1名 |
| ・ その他役員 (グラウンド、用具、配車等担当) | | | 若干名 |

(役員を選出)

第5条 保護者会で選出し、事務局に届け出る。

(役員任期)

第6条 任期は1年(9月から翌年8月)とし、再任は妨げない。

(経費運営)

第7条 会費の一部を後援会費として当て、保護者会長を中心とした自主運営により行う。

(退会)

第8条 選手の退団により退会となる。

(免責)

第9条 練習及び各種遠征試合等における選手の送迎は、個々の保護者によることを原則とするが、乗り合いは可とする。また送迎時の車内での喫煙は厳禁とする。

各保護者は、車両の整備及び車両保険等に確実に加入するとともに、運転手は道路交通法を遵守し、常に危険を予測した安全運転に努めること。万一の交通事故等、不慮の事故に対する責任を免責する。

(権限と責任)

第10条 本会役員は、運営に関する一切の権限と責任を有するが、本部(球団)に対する要望や意見具申は、保護者会会長を通じ行うこととし、会員個々による監督及びコーチの指導方針、選手の起用方法等、一切の要望、批判等は厳禁とする。

(事業運営)

第11条 事業運営は次のとおりとする。

- (1) 日常の練習時は、選手の傷病時の救護等に備え1、2名のグラウンド当番をおく。
- (2) 各種大会、練習試合には可能な限り参加することとする。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 保護者会会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) その他の役員は、運営の円滑化に支援、協力する。

(会議)

第 13 条 役員会は会長が招集し、会議を運営する。

- (1) 月例会議は原則として、毎月 1 回、グラウンドにて開催する。
- (2) 臨時会議は必要の都度、開催する。

(総会)

第 14 条 本部が主催する定例総会及び臨時総会に参加する。

(その他)

第 15 条 本会に定めのない事項については、必要によりその都度、役員会により決定し、会員の承認を得る。

本会則は、2012年3月1日から施行する。

○ 第 7 条一部改正 (平成 25 年 2 月 24 日)